第三十八条	区分所有者	団地建物所有者等
	第十四条に定める	土地等（これらに関する権利を含む。）の持分の価格の
第三十八条の二第一項	区分所有者を	団地建物所有者等を
	当該区分所有者	当該団地建物所有者等
	所在等不明区分所有者	所在等不明団地建物所有者等
	の区分所有者	の団地建物所有者等
	一般区分所有者	一般団地建物所有者等
	集会	団地建物所有者等集会
第三十八条の二第二項	所在等不明区分所有者	所在等不明団地建物所有者等
	集会	団地建物所有者等集会
	議決権（当該裁判に係る建物が滅失したときは、当該建物に係る敷地利用権を有する者又は当該建物の附属施設（これに関する権利を含む。）の共有持分を有する者が開く集会における議決権）	議決権
第三十八条の二第三項	一般区分所有者	一般団地建物所有者等
第三十八条の二第三項ただし書	建物内	団地内
第三十九条第一項	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及びその議決権の各	団地建物所有者等の議決権の
第三十九条第二項	区分所有者の数は出席した区分所有者の数に、当該	団地建物所有者等の
	区分所有者の議決権	団地建物所有者等の議決権
	、それぞれ算入する	算入する
第三十九条第三項	区分所有者	団地建物所有者等
	集会	団地建物所有者等集会
第四十条	専有部分が数人の共有に属するとき	建物若しくは専有部分が数人の共有に属するとき、又は一の建物であつて滅失したものの所有に係る建物の敷地若しくは附属施設に関する権利若しくは一の専有部分を所有するために数人で有する敷地利用権若しくは附属施設に関する権利に係る敷地共有持分等を数人で有するとき

第四十一条	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者	団地建物所有者等
第四十二条第一項	集会	団地建物所有者等集会
第四十二条第三項及び第四項	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者	団地建物所有者等
第四十四条第一項	区分所有者	団地建物所有者等
	専有部分	建物又は専有部分
	集会	団地建物所有者等集会
第四十四条第二項	集会	団地建物所有者等集会
	建物内	団地内
第四十五条第一項及び第二項	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者	団地建物所有者等
第四十五条第三項及び第五項	集会	団地建物所有者等集会
第四十六条第一項	集会	団地建物所有者等集会
	区分所有者	団地建物所有者等
第四十六条第二項	占有者	建物又は専有部分を占有する者で団地建物所有者等でないもの
	建物又はその敷地若しくは附属施設	土地等
	区分所有者	団地建物所有者等
	集会	団地建物所有者等集会
第六十八条第一項	第六十六条	第七十九条

（招集の通知に関する特例）

第八十条　団地建物所有者等が開く集会（以下「団地建物所有者等集会」という。）を招集する者が団地建物所有者等（前条において準用する第三十五条第三項の規定により通知を受けるべき場所を通知したものを除く。）の所在を知ることができないときは、前条において準用する第三十五条第一項の通知は、団地内の見やすい場所に掲示してすることができる。

2　前項の場合には、当該通知は、同項の規定による掲示をした時に到達したものとみなす。ただし、団地建物所有者等集会を招集する者が当該団地建物所有者等の所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。